

大田市告示第59号

大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱（平成25年大田市告示第79号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大田市長 楫野弘和

第2条第1項の表を次のように改める。

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
① 買い物 不便対 策事業	大田市に事 業所を有す る、島根県 地域商業等 支援事業費 補助金交付 要綱第5条 に定める 者。ただし、 市税等を滞 納していな い者に限 る。	一般食料品及び日用雑 貨を取り扱い、周辺の消 費者の利便に欠かせな いと認められる店舗に 係る下記経費 改修費、建築費、建物取 得費、備品購入費、備品 リース料、家賃、広告宣 伝費 ※1 中小企業者以外 の会社が開店計画を 有する場合は、改修 費、建築費、建物取得 費、備品購入費、備品 リース料のみを対象 経費とする。 ※2 改修・備品購入の	2/3以内	1,000万円 (ただし、家賃 は月額83,0 00円を上限 とする)

			計画を有する場合は、 改修費、備品購入費、 備品リース料のみを 対象経費とする。		
②	移動販 売・宅 配車両 整備		一般食料品及び日用雑 貨を取り扱い、中山間地 域等の消費環境の維 持・向上に欠かせない移 動販売又は宅配に係る 下記経費 (1) 車両及び備品購 入費(20万円以上の ものに限る。)、備品リ ース料(20万円以上 のものに限る。)、広告 宣伝費(車両、備品購 入費、備品リース料を 申請する場合に限 る。) (2) 燃料費、車検費 用、修理費、備品購入 費(20万円未満)及 び備品リース料(20 万円未満) ※ ただし、上記の年間 経費の合計額が20	(1) 2/ 3以内 (2) 定額 (3) 2/ 3以内	(1) 150 万円 (2) 次の金 額以内 1年目10 万円/1台 2年目8万 円/1台 3年目6万 円/1台 (3) 1台あ たり20万 円

		万円を超えていることを要件とする。 (3) 軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能な POS レジ関連機器の購入又はリースに係る経費		
③	商業環境整備事業	中山間地域等の消費環境を向上させるため有効と認められる①②以外の商業機能整備に係る経費	1 / 2 以内	1 年度 5 0 万円 最大 3 年度まで

第 3 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「申請者の経営状況に関連する場合」を「第 2 条第 1 項の表中①②に該当する場合」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「島根県地域商業活性化支援事業に」を「島根県地域商業等支援事業に」に、「島根県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱及び島根県地域商業活性化支援事業実施要領」を「島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱及び島根県地域商業等支援事業実施要領」に改める。

附則第 2 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

大田市お買い物サポート事業補助金交付申請書

年 月 日

大田市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

大田市お買い物サポート事業補助金の交付を受けたいので、大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
2 事業実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日
3 事業の概要（※査定額は記入不要）

(1) 事業費及び負担区分 (単位：円)

総事業費	補助対象経費	負担区分	
		市補助金	補助事業者
※査定額			

(2) 経費の内訳 (単位：円)

経費区分	金額	補助対象額	説明	※査定額

4 添付書類

- (1) 事業計画書（県補助金対象分は県補助金様式に準ずる）
(2) 事業の実施を証する書類（着工前写真、設計図面、見積書の写し等）
(3) その他市長が必要と認める書類

5. 同意事項

市が市税等の納付状況について確認を行うことについて同意します。

様式第2号中「お買い物サポート事業補助金交付決定通知書」を「大田市お買い物サポート事業補助金交付決定通知書」に、「お買い物サポート事業補助金交付申請」を「大田市お買い物サポート事業補助金交付申請」に改める。

様式第3号中「お買い物サポート事業補助金変更等承認申請書」を「大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認申請書」に、「お買い物サポート事業補助金に」を「大田市お買い物サポート事業補助金に」に改める。

様式第4号中「お買い物サポート事業補助金変更等承認通知書」を「大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認通知書」に、「お買い物サポート事業補助金変更等承認申請」を「大田市お買い物サポート事業補助金変更等承認申請」に改める。

様式第5号中「お買い物サポート事業補助金実績報告書」を「大田市お買い物サポート事業補助金実績報告書」に、「お買い物サポート事業の」を「大田市お買い物サポート事業の」に改める。

様式第6号中「お買い物サポート事業補助金確定通知書」を「大田市お買い物サポート事業補助金確定通知書」に、「お買い物サポート事業補助金に」を「大田市お買い物サポート事業補助金に」に改める。

様式第7号中「お買い物サポート事業補助金交付請求書」を「大田市お買い物サポート事業補助金交付請求書」に、「お買い物サポート事業補助金に」を「大田市お買い物サポート事業補助金に」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。